

仕様書

1 件名

令和 8 年度原子力防災資機材（避難退域時検査用）保管業務

2 目的

伊方発電所で原子力災害が発生した場合に備えて、原子力防災資機材（避難退域時検査用）の一元的な保管を行い、災害発生時において、避難退域時検査用資機材を迅速に必要な場所へ手配することを目的とする。

3 業務実施内容

原子力防災資機材を安全かつ適切に倉庫へ保管すること。なお、万が一原子力災害が発生した場合において迅速に手配するため、保管倉庫は以下の項目を全て満たすことを条件とする。

- (1) 伊方発電所から 30 km 圏外かつ愛媛県内に位置すること
- (2) 保管倉庫は 2 箇所とし、中予及び南予に所在するものとする。
- (3) 24 時間 365 日、人的警備または機械警備が施されていること。
- (4) 災害発生時には休日・祝日を問わず 24 時間の利用が可能で、速やかに資機材を搬出できること。
- (5) 4 トントラックが資機材の積み込みをできるスペースを確保できること
- (6) 4 トントラックが通行できる道路に接していること。
- (7) 専有面積は最低 25 坪（82.6 m²）を確保し、床から天井まで 2.5m 以上の高さを有すること。

4 保管資機材について

保管倉庫 1 箇所あたりに保管する資機材は、別紙「保管資機材一覧」のとおりとする。

5 経費負担

当業務の契約金額は、原子力防災資機材の保管に係る費用のみ計上することとし、資機材の入庫及び出庫に係る費用については、別途、愛媛県と協議するものとする。

6 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 連絡体制について

契約締結後 15 日以内に連絡体制管理表を提出し、県の承諾を得ること。

8 資機材の入出庫について

県が資機材を入庫及び出庫する際には、事前に協議し日程等を決定する。

9 質疑等

本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する必要がある場合は、愛媛県と速やかに協議し解決を図ること。また、受注後に仕様書等の変更を要する事態が生じた場合も同様とする。